

公立大学法人宮崎公立大学改革推進会議規程

平成27年12月15日

規程第129号

(趣旨)

第1条 この規程は、次条に掲げる事項を審議するため設置する公立大学法人宮崎公立大学改革推進会議（以下「改革推進会議」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 改革推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地方独立行政法人法に基づく公立大学法人宮崎公立大学（以下「本法人」という。）の中期計画の自己点検・評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本法人の経営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 改革推進会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長（学長）
- (3) 副学長
- (4) 部局長（学部長、附属図書館長、地域連携・防災研究センター長、学生部長、教務部長）
- (5) 事務局長
- (6) 事務局次長
- (7) 各課長
- (8) 上記の構成員以外の者で理事長の指名した者

(議長及び副議長)

第4条 改革推進会議に議長を置く。

- 2 議長は理事長をもって充て、副議長は理事長が指名する。
- 3 議長は、改革推進会議を招集し、その議長となる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を行う。

(定足数)

第5条 改革推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 改革推進会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、議長は議決に加わることはできない。

(委員以外の者の出席)

第7条 改革推進会議は、必要があると認める場合は、改革推進会議において委員以外の者に説明を求める又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(専門委員会)

第8条 改革推進会議に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、教職員のうちから改革推進会議が指名する委員若干人をもって組織する。
- 3 専門委員会の委員の任期は、改革推進会議が定める。
- 4 専門委員会にリーダーを置き、第2項の委員のうちから改革推進会議が指名する。
- 5 専門委員会は、必要があると認める場合は、専門委員会において委員以外の者に説明を求め、又は意見を述べさせることができる。
- 6 リーダーは、調査審議した結果を改革推進会議に適宜報告するものとする。

(広報連絡会)

第9条 改革推進会議に、学内の広報活動に関する情報共有や意見交換等を行うため、広報連絡会を置くことができる。

- 2 広報連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第10条 改革推進会議の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第11条 改革推進会議の事務局は企画総務課企画総務係が担当する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、改革推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めのないことで疑義が生じた場合は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に開始した中期目標に係る年度計画については、改正後の第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。